

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年8月27日

岡山市長 高谷茂男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）新鮮市場きむら岡山大供店

所在地 岡山市北区大供本町1151番 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社きむら

住所 香川県高松市太田上町1090番地1

代表者の氏名 代表取締役 木村 宏雄

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社きむら

住所 香川県高松市太田上町1090番地1

代表者の氏名 代表取締役 木村 宏雄

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年 4月 10日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,166平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の収容台数 66台

② 駐輪場の収容台数 30台

③ 荷さばき施設の面積 50平方メートル

④ 廃棄物等の保管施設の容量 12.54立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前7時00分

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後10時00分

③ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時30分まで（ただし一部については
午後10時00分まで）

④ 駐車場の自動車の出入口の数 6箇所

⑤ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

2 届出年月日

平成25年8月9日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年8月27日から平成25年12月27日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課